

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

香川県綾歌郡綾川町

2 構造改革特別区域の名称

安心・安全の給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

香川県綾歌郡綾川町の区域の一部（綾上地域）

4 構造改革特別区域の特性

(1) 人口

綾川町（以下、「本町」という。）の人口は、平成12年の26,205人以降、減少傾向にあり、平成27年には23,610人となっており、山間部を中心に自然減が続いていますが、近年は一部中心地では転入者の増加による社会増となっています。

(2) 出生数及び出生率

本町の出生数は、平成7年から平成17年にかけては増加傾向にあり平成17年度に170人でピークになりましたが、平成22年には152人と小さい数字を示しましたが、近年は若年世帯の転入による増加に伴い、出生率は僅かながら増加傾向にあります。

(3) 世帯数

世帯数は、人口が減少している一方で増加傾向にあります。

また、1世帯当たりの人口も平成17年には2.76人と、若年世帯の流入などにより、核家族化が急速に進行している。

◆人口、出生数、世帯数等の推移（国勢調査）

単位：人、%

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	25,421	26,205	25,628	24,625	23,610
年少人口 (0歳～14歳)	3,856	3,665	3,317	3,042	2,777
構成比	15.2	14.0	12.9	12.4	11.8
生産年齢人口 (15歳～64歳)	16,023	16,243	15,692	14,506	13,014
構成比	63.0	62.0	61.2	59.1	55.1
高齢者人口 (65歳以上)	5,542	6,295	6,608	7,006	7,808
構成比	21.8	24.0	25.8	28.5	33.1
出生数	147	142	170	152	162
出生率	5.8	5.4	6.6	6.2	6.9
世帯数	7,189	7,996	8,292	8,409	8,548
1世帯当たりの人口	3.54	3.28	3.09	2.93	2.76

※平成7年～平成17年は旧綾上町と旧綾南町のデータの合算。

※出生数及び出生率は綾川町資料による（数値は各年度末時点）

(4) 保育の状況

現在町内には保育所が5か所と認定こども園が1か所（全て町立）あり、乳児保育、延長保育、一時保育、休日保育を実施しているほか、地域の子育て支援機関としての地域子育て支援センター事業や育児相談や交流事業などの各種取組を行っている。

核家族化や女性の社会進出増加に伴い、保育需要が急速に大きくなってきたため、保育所の新設や定員を増加するなど、保育需要に対応してきたところである。現在、保育所、こども園の総定員は915名である。

町立山田保育所（定員120名）は、0歳児以上の児童の保育を実施し、保護者のニーズに対応した保育を実施している。また、子育て世帯のニーズに応えるため2020年4月より町内全保育所（5か所）を幼保連携型認定こども園化するのに併せて山田保育所もこども園に移行する計画である。

5 構造改革特別区域計画の意義

現在、核家族化が進行し、就業する女性が増加すると共に、子育てへの支援や保育施設に対する期待は大きくなっている。

このような現状の下、町立の山田保育所が移行する認定こども園（以下「山田こども園」という。）の給食について、調理を綾川町学校給食共同調理場（調理業務民間委託）で行い、山田こども園に搬入することにより、効率的な提供ができ、経費の節減をすることで、その財源を保育事業の充実と子育て家庭の支援に充てることで、子育て家庭への支援の充実を図る。また、綾上地域における粉所幼稚園・山田こども園・綾上小学校・綾上中学校と一貫した給食の提供が可能になり、綾上地域全体の食育の推進が図られる。一つの施設で栄養士が幼稚園・こども園・小学校・中学校と0歳から15歳までの給食の献立を作成することにより、子ども達の発達段階に応じたバランスのとれた、給食を提供することができる。

また、学校給食共同調理場において、食材の一括仕入れが可能になることにより、地産地消を推進し、地元農家の葉物野菜・果物栽培をより普及することが可能となる。

今回、山田こども園のみを対象にしたのは、学校給食共同調理場に近い施設であることから費用対効果を鑑み計画したが、将来的には外部搬入が可能なその他保育施設についても検討していく。

6 構造改革特別区域計画の目標

綾上地域の綾上中学校、綾上小学校、粉所幼稚園及び山田こども園の給食に関し、学校給食共同調理場（調理業務民間委託）において約450食分の給食の調理を行い、各学校、幼稚園、こども園に搬入するものであり、この事業を実施することにより、次のとおり目標を設定しその推進を図る。

- (1) 安全かつ質の高い給食を安定的に提供する。
- (2) 児童の発育・発達段階に応じた対応や、アレルギーやアトピーを持つ児童への対応など、給食に関し多様なニーズに対応する。
- (3) 乳幼児期から発育・発達段階に応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送るための自己管理能力を育むなど食育を推

進する。

- (4) 業務の集約などにより省資源・省エネルギーに努めるとともに、生ごみの減量化及び再資源化への対応に努める。
- (5) 地元食材の調達に努め、地域の活性化と食を通じての地域の農産物等への理解を深める。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地産地消の推進

地域の信頼できる食材供給先と連携し、地域からの食材調達を行うことにより、地産地消を実践する。

地産地消を推進する上で、地元特産品や「さぬきエコ農産物」として認証されている食材など、生産者が判る新鮮、安全、安心な食材の納入に努めるなど、地域の業者、生産者の活用を図ることにより地域経済の活性化に貢献する。

(2) 人材の雇用・研修

調理施設を同一とすることで、調理員に対しての資格研修を実施することが容易になり、キャリアアップに努める。

(3) 地域住民との連携

学校給食共同調理場の一般公開や施設を活用した親子料理教室の開催など、保護者との連携が一層緊密になり、家庭に向けた情報発信(ホームページなど)など食育支援を行う。

8 特定事業の名称

2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

別 紙

- 1 特定事業の名称
2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
町立山田こども園（仮称、現名称：町立山田保育所）
2020（令和2）年4月に公立幼保連携型認定こども園へ移行予定
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
2020（令和2）年4月1日
- 4 特定事業の内容
 - (1) 事業の主体
香川県綾歌郡綾川町
 - (2) 事業の区域
香川県綾歌郡綾川町の一部
 - (3) 事業の実施時期
2020年4月1日から
 - (4) 事業の内容
町立山田こども園（仮称、現名称：山田保育所）の3歳未満児の給食を、学校給食共同調理場において調理を行い、山田こども園（仮称、現名称：山田保育所）に搬入する。夏季休業中等の長期休業中や土曜日においても、同様に実施する。
- 5 当該規制の特例措置の内容
 - (1) 公立幼保連携型認定こども園への給食の外部搬入の実施について
公立幼保連携型認定こども園への給食の外部搬入を実施するにあたって、「幼保連携型認定こども園における外部搬入等について」（平成28年1月18日付子本第448号・27文科初第1183号・雇児発第0118号第3号）及び「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日雇児発0601第4号）を遵守する。
 - (2) 調理場として、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けることについて
山田こども園（仮称、現名称：山田保育所）には以下の設備を有しており、手作りおやつ調理や軽度の下痢、嘔吐等の体調不良児に対応した調理も可能である。
主な調理設備 シンク、冷凍冷蔵庫、配膳台、グリル、レンジ
 - (3) 調理場の防火対策について
調理場の各調理設備は、常に調理員が適切な防火・防災警備を実施している。特に調理場を離れるとき調理員が責任をもって確認することとなっている。また、消防要設備等維持管理は、業者による定期点検を実施している。
火災等の緊急時には、設置している消火器を使って初期消火に努めるとともに、出火発見者は園長に通報する。通報を受けた園長は町に連絡するとともに、関係諸機関（消防等）への通報・連絡を行い適切な初期対応をとる。

(4) 園児の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることについて

食事の内容は、3歳以上の園児については、小学校及び幼稚園の給食と同じとし、3歳未満の園児については、材料を細かく、柔らかく、呑み込みやすくするなど工夫して調理を行う。

昼食のほか、おやつを2回提供するが、おやつについては、できる限り山田こども園（仮称、現名称：山田保育所）の調理場で調理した手作りのものとする。

3歳未満児は昼食1回、おやつ2回（午前10時・午後3時）を提供する。0歳児の人工乳は、個々の発達段階に応じ家庭との連携のもと提供する。2回食の乳児については、離乳食後人工乳を個々に与える。

アレルギー児については、アレルギー専門医及びアレルギー検査結果表に基づき、個々の子どものアレルギーについて適切に把握し、保護者、各調理員、保育教諭等の連携のもと除去食に対応する。「保育所におけるアレルギーガイドライン」等を活用し、園全体として適切に対応する。

(5) 園の食事に対する管理体制について

食事の提供の責任は山田こども園（仮称、現名称：山田保育所）にあり、管理者は衛生面、栄養面について以下のとおり必要な注意を果たし得る体制を整える。

衛生面、栄養面に関しては毎月町内保育施設全体での給食献立検討会を開催し、町給食会、子育て支援課、各保育施設長、各調理員との間で連絡、周知、情報交換を行う。それを受け、山田こども園（仮称、現名称：山田保育所）で、園長・保育教諭・委託業者等で打合せ会を行う。よりきめ細やかな対応ができるよう、情報共有し、子どもたちに適した給食内容を検討する。

また、町給食会や県による給食に関する研修会に園職員が定期的に参加し、質の高い食事の提供に関する知識や技術の修得等、園職員の資質の向上を図る。

衛生面では、年3回、専門業者による施設内害虫駆除や機器点検・清掃を行い衛生管理に努める。調理員は月2回の検便検査に加え、11月～3月の冬期にはノロウイルス検査を実施し、食中毒対策に努める。

外部搬入を行う委託業者とは、適切な委託契約を締結する。

(6) 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守することについて

本町の学校給食共同調理場の調理業務は、株式会社メフォスに平成29年4月より業務委託している。株式会社メフォスは給食業務を専門に扱う業者であるため、運営・調理・管理それぞれの専門的知識を持った者が関与している。特に、運営については、近隣の市町で給食の委託業務を請け負っているため実績も十分である。

「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和62年3月9日社施第38号）において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号）の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号）に基づき、次の点に留意して、外部搬入を行う場合の衛生基準や調理業務の委託・受託に係る基準を遵守する。

- ① 調理方式は学校給食共同調理場が山田こども園（仮称、現名称：山田保育所）から約500mと近くまた、隣接した場所に綾上小学校が位置していることから、クックサーブとする。
- ② HACCP（危害分析重要管理点）の概念に基づく衛生管理については、「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日衛食第85号）に定められた重要管理事項のほか重要管理点を定めて必要な衛生管理を行うとともに、保健所の衛生指導による改善

に努める。

- ③ 食事の運搬及び保管については、平滑かつ洗浄消毒が容易な構造の清潔な保温食管を用いることとし、温かい食事は中心温度が 65℃以上、生鮮品等は中心温度が 10℃以下に保たれた状態で保存・運搬を行う。
- ④ 検食については、配送前に学校給食共同調理場において、異物の混入の有無・異臭・異味・その他異常の有無、加熱・冷却の状況などの確認を行い、各施設においても実施する。
- ⑤ 給食の外部搬入における保護者・施設の意見については、委託業者の選定を実施するための要求水準書に反映し、運営後は適切に実施されているか検収を行う。また、定期的なアンケートを年 2 回実施する等、施設・保護者の意見を反映できる体制を作る。
- ⑥ 衛生面、栄養面に関しては毎月町内保育施設の給食献立検討会を開催し、連絡、周知、情報交換を行っている。それを受け各施設で、よりきめ細やかな給食管理に努める。
また、町給食会や県による給食調理員研修会に定期的に参加し調理の資質向上を図る。
施設内は定期的に厨房内害虫駆除や機器点検を行い衛生管理に努める。
- ⑦ 山田こども園（仮称、現名称：山田保育所）の追加調理（夏季休業等含む。）により学校給食共同調理場の給食実施回数が増加する旨については、令和 2 年度の調理業務委託契約において明記する。また、3 歳未満児についても外部搬入の対象となる旨の契約内容も明記する。

- (7) 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図ることについて

「綾川町食育推進計画」及び「香川県保育所給食の手引き」をもとに作成された食育年間指導計画に基づき、食事を提供するよう努める。

町の雇用した栄養士の献立に基づき必要な栄養素量を確保するとともに、発育・発達過程に応じて給食の提供に努める。

学校給食共同調理場から調理後速やかに洗浄消毒した容器を利用し、専用コンテナにて下記配送計画に基づいて、1 台の専用の配送車を使用して配送する。山田こども園（仮称、現名称：山田保育所）までの所要時間は 20 分程度である。

アレルギー食の個別対応を行うため、専用調理室において、アレルギー食への知識と調理技術を持つ調理責任者の指示のもと調理を行う。一般の給食との混同を避けるため、特別食調理室内の設備・什器・備品は専用のものを使用する。

子どもたちが栄養や健康に対する知識を吸収するため、学校給食共同調理場の見学や食物ライフサイクルについて体験学習機会の提供に努める。

【配送計画】

午前 10 時 50 分調理完了
午前 11 時 00 分 → 学校給食共同調理場出発
午前 11 時 20 分 → 山田こども園到着
午前 11 時 30 分 → 山田こども園配膳開始
午前 11 時 40 分 → 給食開始
午後 13 時 30 分食器等回収